

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

(令和7年6月27日公表)

特定事業主名：焼津市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.3 %
全職員	69.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.4 %
本庁課長相当職	98.0 %
本庁課長補佐相当職	100.2 %
本庁係長相当職	98.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.9 %
31～35年	94.7 %
26～30年	91.4 %
21～25年	90.7 %
16～20年	86.0 %
11～15年	85.7 %
6～10年	86.3 %
1～5年	89.7 %

【説明欄】

・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員の内、短時間勤務職員については、週勤務時間数に応じた職員数を算出している。
 ・ 女性職員においては、比較的給与額の低い任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合が高い。(任期の定めのない常勤職員以外の職員の男女ごとの割合：男性 25.0%、女性 75.0%)
 ・ 男性職員のほうが扶養手当を受給する職員が多く、扶養手当の受給額が多い。(扶養手当を受給する職員の男女ごとの割合：男性 85.1%、女性 14.9%)
 ・ 男性職員のほうが、時間外勤務時間数が多く、時間外手当の受給額が多い。(支給された時間外手当金額の男女ごとの割合：男性：67.9%、女性：32.1%)

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。